

## TECA-007

## エコアクション21コンサルティング事業運営管理規定

NPO法人栃木県環境カウンセラー協会

## 1：目的

本規定の目的は、NPO法人栃木県環境カウンセラー協会（以下TECAと略す）がエコアクション21（以下EA21と略す）認証・登録を目指すクライアントに対して実施するEA21コンサルティング事業（以下本事業と略す）の次に示す運営管理について規定する。

- (1) エコアクション相談室の設置
- (2) EA21コンサルタント（以下コンサルタントと略す）の要件について
- (3) コンサルタントの登録について
- (4) コンサルティングの実施及び報告について
- (5) コンサルティング費用及び支払いについて
- (6) コンサルティングに関する苦情処理について
- (7) コンサルタントの能力維持について

## 2：エコアクション相談室

TECAは本事業を統括、推進するためにエコアクション相談室（以下相談室と略す）を設置する。相談室の構成は次のとおりとし、理事会にて決定する。

- 相談室長：本事業を統括する。（以下室長と略す）
- 副相談室長：室長をサポートし、室長が不在の際には代行する。
- 事務局：相談室に関連する事務調整を行なう。TECA事務局と兼務とする。
- 事務員：事業の受付、連絡、調整などの事務的手続きを行なう。室長が任命する者でTECA会員であることを必要としない。
- 運営委員会：室長、副相談室長、事務局及び室長が指名した者で構成し、本事業の計画、推進、見直し及びクライアントからの苦情に対応する。

## 3：コンサルタント要件

本事業のコンサルタントを行う者は、TECA 会員の環境カウンセラーであって、事業者の環境管理についての専門知識及びEA21についての知識を有するもので、次の要件のいずれかを満たし、TECAのEA21指導者研修会を修了した者であること。

- (1) (財)地球環境戦略機関持続性センターに登録したEA21審査人の資格を有する者
- (2) 環境省主催「エコアクション21指導者講習会」を修了した者
- (3) (社)全国環境保全推進連合会(全環連)に登録された「エコアクション21 インストラクター/指導員」
- (4) TECA理事会で上記(1)、(2)、(3)と同等の能力があると認められた者

#### 4：コンサルタントの登録

コンサルタント希望者は、室長にコンサルタント申請書を提出する。室長は第3項の要件に合致することを確認し、「コンサルタント契約書」を締結のうえコンサルタントとして登録し、TECA理事会に報告する。室長はコンサルタント名簿を作成する。コンサルタント名簿は原則として公開する。

#### 5：コンサルティングの実施及び報告

コンサルティングの実施及び報告は次の手順とする。

- ① 事業者等から、コンサルタント紹介の依頼があった場合、相談室はコンサルタント登録者から希望を募り、事業者に希望コンサルタントのリストを提示する。
- ② クライアントから選ばれたコンサルタント（以下、選任コンサルタントという）は、事業者と面談をするなどして、コンサルティングの実施に関して事業者と打合せをし、「事前調査票」、「計画書」を作成の上、クライアントに「見積書」を提出する。
- ③ 選任コンサルタントは、クライアントより計画及び見積の承認を得たら、相談室に「事前調査表」、「計画書」、「見積書」を提出する。
- ④ 相談室はクライアントと「エコアクション21コンサルティング請負契約書」を締結する。
- ⑤ 選任コンサルタントは、「計画書」に従いコンサルティングを提供する。
- ⑥ 選任コンサルタントは、コンサルティング完了後「実施報告書」を作成し、クライアントの承認を得たうえで相談室に提出する。
- ⑦ 室長は、提出された「実施報告書」を承認し、相談室は「実施報告書」を保管する。

#### 6：コンサルティング費用及び支払いについて

コンサルティングの単価、費用の決定、クライアントへの請求、選任コンサルタントへの報酬の支払いは次のとおりとする。

- (1) 本事業の基本単価は半日指導3万円（消費税及び交通費を含まない）とし、請負金額は選任コンサルタントが「見積書」により決定する。
- (2) 相談室は、「実施報告書」の提出された案件について、「見積書」に示された請求条件に基づきクライアントに費用を請求する。
- (3) 相談室は、クライアントから受領した金額（交通費を除く）の90%を選任コンサルタントに報酬として支払う。また、実費請求の交通費の全額を選任コンサルタントに支払う。
- (4) 相談室は、宇都宮商工会議所またはエコアクション21地域事務局とちぎからの紹介案件については、1万円を紹介料として宇都宮商工会議所に支払う。
- (5) 相談室の事務経費については、別途TECA理事会にて決定する。

#### 7：コンサルティングに関する苦情処理

コンサルタント及びコンサルティングに関する事業者等からの苦情については、相談室が受付けた後、「苦情処理記録」に記載し、運営委員会が選任コンサルタント及び事業者双方から意見を求め、対処する。

8：コンサルタントの能力維持向上

室長は、登録コンサルタントによる会合を6ヶ月に1回以上開催し、コンサルタントとしての能力維持向上及びレベル合わせを行う。室長は、事前の届出なしに2回連続して欠席したコンサルタントの登録を抹消する。

9：規定の改廃

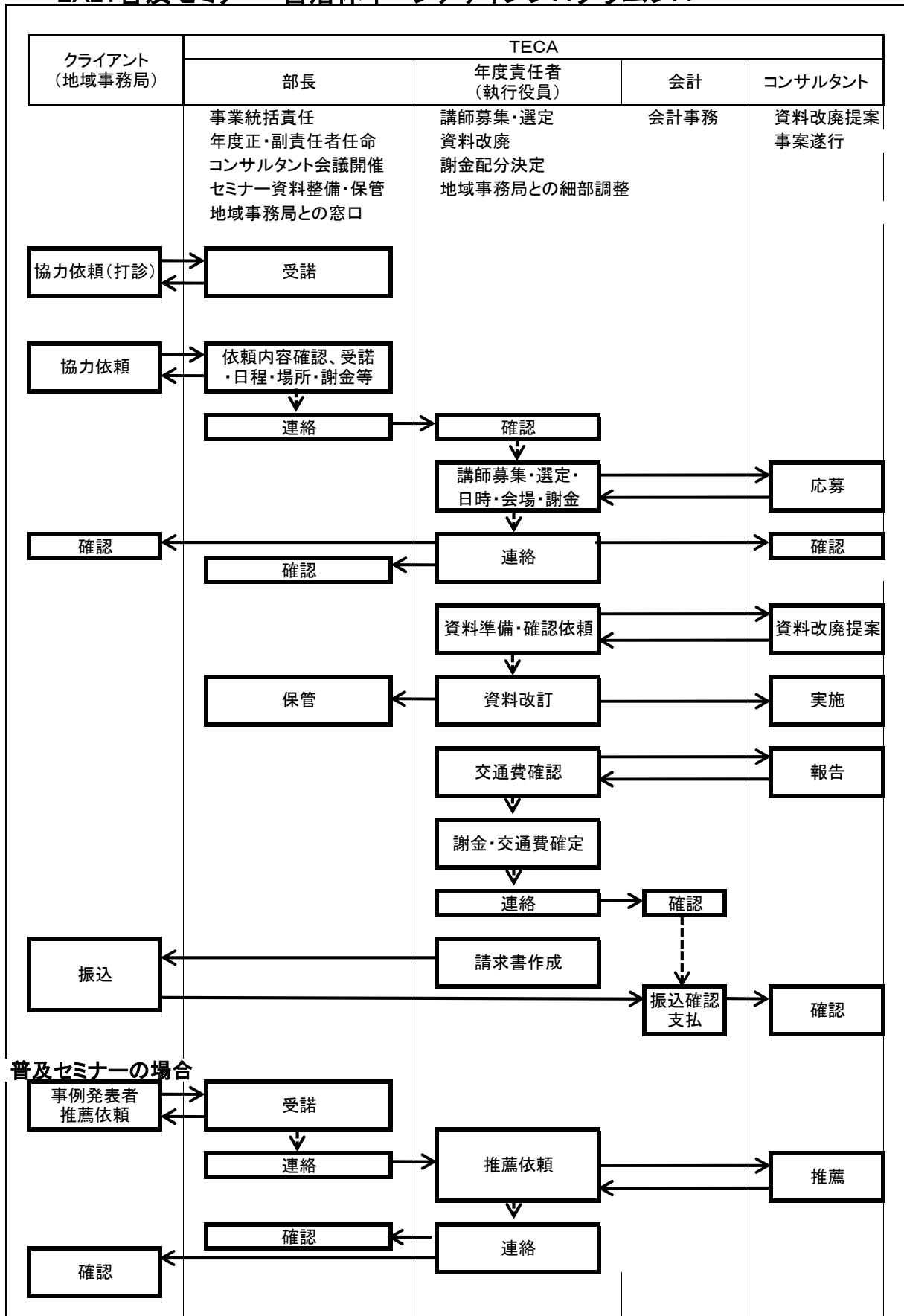
本規定は、相談室が起案し、理事会の承認を得る。また、相談室は1年を超えない期間ごとに本規定を見直す。

附則

1 平成17年〇月〇日 制定施行

EA21普及セミナー・自治体イニシアティブプログラムフロー

2015.4.11



### 個別コンサル対応フロー

2015.4.11

